

火箸

〔窻の須佐美〕青山大膳亮幸利、廣間のかたへをしつらひ、火爐を設しめられ置れけり、立入る幕下の士、或時物がたりの序に、御家には作法嚴正なると承りしに、廣間のかたへに火爐ありと承り、定て深き御心にてあらめ、外の家にて、茶たば粉などは、きはまりたる事に候へども、火爐をかまふと云事聞も及ばざるゆへ珍敷覺候、おしへ承度といひしに答て、されば人はかげとひなたとなければ、過しがたき者なり、事なき時もおさへからむれば、一大事の時に曲事かゝるものにてあり、そのうへ番所々々に人を置は、不時の變ある時の警固にて有なり、されば支體すこやかに心屈せざる事大切なり、寒氣の時にまひてこらへ居る時は、手足こゝへて、事あるとても、持たる刀をも取落すやうになるなり、こゝを以てかまへしなり、略 〇下

〔倭名類聚抄十二〕火箸 辨色立成云、火箸比波之、下治據反、

〔下學集下〕火箸財、

〔饅頭屋本節用集財〕火箸比波、

〔和漢三才圖會三十一〕火箸 火箸 火挾 撥火杖比波 火杈 鐵杈未太不里、

按火箸可挾火爐也、火杈用大竈、可薪進退、

〔倭訓栞中編二十一〕ひばし 火箸の義、王百谷が雜字に見え、金ひばしは鐵筋と見えたり、銅もて

造る者を降紅といへり、蝦夷にて火箸をあへばしといふ、あへは火の夷言なり、

〔三中口傳三〕一鋪設裝束事

火桶并燈臺事、中 火桶不變其體者、火箸可用尋常金銅箸、

〔海人藻芥〕火鉢置炭、角折敷ニ入炭令持參、取手置之、火ヲ入土器以火箸、又火箸ヲ指灰、努々不可致

事也、炭ヲ入炭取、全ク分略ノ義也、

〔門室有職抄〕御所御裝束事、中 略